第七条の二に次の一項を加える。

3　特定労働金庫代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

第十条中「権限（」を「権限及びこの政令による金融庁長官の権限（」に改める。

第十条の二第一項第四号中「規定」の下に「及び第七条の二第二項第二号の規定」を加える。

第十一条第一項第四号中「の規定」を「及び第七条の二第二項第二号の規定」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第六条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項の表銀行法施行令第七条、第十六条の六の二第一項第一号及び第三号並びに第二項並びに第十六条の六の三第一項の項の次に次のように加える。

銀行法施行令第十六条の七第二項第二号	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官

附　則

この政令は、平成三十年八月十六日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健